

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	米軍の軍事作戦におけるルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE)
他言語論題 Title in other language	Rules of Engagement (ROE) in Military Operations by U.S. Forces
著者 / 所属 Author(s)	松山 健二 (MATSUYAMA Kenji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 外交防衛調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	908
刊行日 Issue Date	2026-8-20
ページ Pages	1-25
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	米軍の軍事作戦におけるルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) を概観し、ROE として位置付けられている FRAGO 087 付属書 1 (船舶対テロリズム安全保障 ROE) を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

米軍の軍事作戦における ルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 外交防衛調査室主任 松山 健二

目 次

はじめに

I 米軍の軍事作戦における ROE

- 1 米軍の軍事作戦における ROE の概要
- 2 SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B)
- 3 SROE
- 4 戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE
- 5 作戦命令 ROE 付属書

II 船舶対テロリズム安全保障 ROE (2003 年)

- 1 概要
- 2 「武力の行使」に関する主な規定

III まとめ

- 1 SROE、戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE
- 2 自衛に適用される指針
- 3 敵対行為及び敵対意図の表示に該当する具体的な行動

おわりに

参考資料 1 ペルシャ湾の安全保障に関する米国防長官の報告書 (1987 年 5 月 17 日) における ROE に関する説明

参考資料 2 SROE における補完措置のサンプル

参考資料 3 船舶対テロリズム安全保障 ROE (2003 年)

キーワード：ROE、rules of engagement、ルールズ・オブ・エンゲージメント、交戦規則、交戦規定、SROE、ユニット・セルフディフェンス、武力の行使

要 旨

- ① 米軍におけるルールズ・オブ・エンゲージメント（ROE）は、標準ルールズ・オブ・エンゲージメント（SROE）、戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE と称される文書に含まれるとされる。SROE は、自衛における「武力の行使」を定めた文書であり、戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE の策定に係る補完措置を実施する手順等を定めた文書でもある。
- ② 戦域特定 ROE は、作戦区域に特定される状況に応じて SROE を補う文書である。任務特定 ROE は、特定の任務のための「武力の行使」に関して策定され、作戦命令（変更命令を含む。）の ROE 付属書に組み込まれる。「イラクの自由作戦」（2003 年）のための海上輸送に適用されていた船舶対テロリズム安全保障 ROE は、変更命令 ROE 付属書に相当すると考えられる。
- ③ 自衛において、敵対行為又は敵対意図の表示がある（必要性）、「行使される武力の性質、期間及び範囲」は必要な程度を超えるべきではない（均衡性）、「時間及び状況が許容する場合」に警告し、かつ、撤退等の機会を与える（「段階的拡大の防止」）という指針が適用される。
- ④ 船舶対テロリズム安全保障 ROE は、「脅威に必要かつ均衡のとれた最小限の武力を行使すること。最後の手段として、致死性のある武力を行使すること」（必要性及び均衡性）、脅威とならないよう無線・拡声器によって要求する、針路をさえぎるフレア（信号弾又は照明弾）を発射するというように段階的に対応すること（「段階的拡大の防止」）などを定めていた。
- ⑤ SROE において全ての場合に適用される敵対意図の行動リストはないと説明される一方、敵対行為及び敵対意図の表示に該当する具体的な行動を定める記述は SROE に関する米軍文書において開示されている範囲では見当たらない。
- ⑥ ペルシャ湾における軍事作戦（1987 年時点）に適用されていた ROE において、ミサイルの発射等は敵対行為である、ミサイルの発射等のための機動及び火器管制レーダーによるロックオンは敵対意図の証拠を示すなどとする運用であったとされる。
- ⑦ 船舶対テロリズム安全保障 ROE は、他の艦船による、自船への継続する方位設定及び距離の縮減の維持等の行動は、当該行動の主体が「敵対部隊」である、当該行動が「敵対行為又は敵対意図を示し得る」などと定めていた。

はじめに

「武力の行使」(use of force)を含む安全保障に関する研究において従来から関心を持たれているものに、ルールズ・オブ・エンゲージメント (rules of engagement: ROE) がある⁽¹⁾。ROE は、例えば、軍隊等が用いる強制力の制御を目的とする命令等と説明される⁽²⁾(米軍における定義について後述 I 1 参照)のものであり、そのほとんどは秘密指定の取扱いとなっているとされる⁽³⁾。ROE は、「交戦規則」、「交戦規定」などの訳語が当てられることがあるものの、文献では「ルールズ・オブ・エンゲージメント」、「ROE」と称されることが多い。なお、ROE は軍隊等の構成員のために策定される文書であり、「武力の行使」というときは軍隊等を主体とする行為を指す⁽⁴⁾。

本稿では、ROE に関する議論に資するため、米軍の軍事作戦における ROE を概観し、これに加えて、ROE の具体例として 2003 年の「イラクの自由作戦」(Operation Iraqi Freedom) (後述 II 1 参照) のために海上輸送する艦船の防衛に適用されていた文書である FRAGO⁽⁵⁾ 087 付属書 1 (船舶対テロリズム安全保障のためのルールズ・オブ・エンゲージメント) (Annex 1 to FRAGO 087 (Rules of Engagement for Shipboard Anti-terrorism Security)). 以下「船舶対テロリズム安全保障 ROE」という。⁽⁶⁾を紹介する。船舶対テロリズム安全保障 ROE は、2001 年 9 月 11 日から 2003 年 5 月 1 日までのアフガニスタン及びイラクにおける米軍の作戦を法的観点からまとめた報告書において ROE として位置付けられている⁽⁷⁾。また、本稿では、必要に応じて、米軍文書、「国防省戦争法マニュアル」(Department of Defense Law of War Manual)⁽⁸⁾等の米国防

* 本稿は、2026 年 5 月 25 日時点までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。国名及び国家の軍隊の名称は通称である。[] ([]を含む。)内は、筆者による補記である。また、注記における再掲の際に、米軍の文書及び米軍の機関が刊行した資料について文書・資料名、文書記号等を併せて記載する。

- (1) 保井健児「国際法下の ROE (Rules of Engagement、交戦規則) —国際義務の観点からみた位置づけ—」『同志社法学』71 巻 7 号, 2020.3, pp.79-112; 山中倫太郎「軍事の国内法適合性確保におけるルール・オブ・エンゲージメント (Rules of Engagement (ROE)) の役割—各国の防衛・安全保障関連法の多様性を踏まえて—」『防衛法研究』45 号, 2021, pp.207-230.
- (2) 「軍隊や警察などの実力組織が用いる強制力の制御を目的として、当局または部隊指揮官が発する命令または指令を ROE という」などと説明される(黒崎将広「ルールズ・オブ・エンゲージメント」小笠原高雪ほか編『国際関係・安全保障用語辞典 第 2 版』ミネルヴァ書房, 2017, pp.340-341.)。
- (3) Dennis Mandsager et al., “Newport Rules of Engagement Handbook,” *International Law Studies*, vol.98, 2022, p.iii. <<https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2998&context=ils>> なお、「武力の行使」に関する ROE の主要な原則の概要が記された ROE カード (ROE cards) が、作成されることがある (*ibid.*, p.92.)。ROE カードには公開されているものが多数あり、それらを日本語訳したものが次の文献に掲載されている(一つ目及び二つ目の文献は、その解説を含む。一つ目の文献は、米軍以外のものも含む。)。等雄一郎「国際平和支援活動 (PSO) の交戦規則 (ROE)」『外国の立法』No.205, 2000.3, pp.273-301; 同「米軍における ROE の発展と 1994 年版統合参謀本部標準交戦規則」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.50-76; 岩本誠吾「米陸軍法務総監法務センター・法務学校作成の『作戦法規便覧 2006 年版』(5)」『産大法学』41 巻 4 号, 2008.3, pp.119-129.
- (4) ROE で取り扱われる軍隊等を主体とする「武力の行使」は、国際法でいう国家による「武力の行使」(後掲注 17 参照) として必ずしも位置付けられるわけではない。
- (5) FRAGO は、変更命令 (fragmentary order) の頭字語であると考えられる(後述 I 5 参照)。
- (6) “Appendix B-3: III Corps Shipboard ROE for Anti-Terrorism Security,” Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, vol.1: Major Combat Operations (11 September 2001 – 1 May 2003), Charlottesville: Center for Law and Military Operations, 1 August 2004, pp.329-333. Federation of American Scientists website <<https://irp.fas.org/doddir/army/clamo-v1.pdf>>
- (7) Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, *ibid.*, pp.87-88 and note 37. (p.89.)
- (8) Office of General Counsel, Department of Defense, *Department of Defense Law of War Manual*, June 2015 (Updated July 2023). <<https://media.defense.gov/2023/Jul/31/2003271432/-1/-1/0/DOD-LAW-OF-WAR-MANUAL-JUNE-2015-UPDATED-JULY%202023.PDF>>

省⁽⁹⁾文書（開示されている範囲に限る。）等による説明・解説等も参照する。

本稿の構成は、次のとおりとする。Ⅰ章で米軍の軍事作戦における ROE を概観し、Ⅱ章で船舶対テロリズム安全保障 ROE を紹介する。また、参考として、ペルシャ湾の安全保障に関する米国防長官の報告書（1987 年 5 月 17 日）における ROE に関する説明（後述Ⅰ3(3) (ii) (b) 参照）、任務特定 ROE（mission specific ROE）（後述Ⅰ1 及びⅠ4(2) 参照）を構成する補完措置（supplemental measures）（後述Ⅰ3(4) 及びⅠ4(2) 参照）の米軍文書に記載されているサンプル及び船舶対テロリズム安全保障 ROE の日本語訳（後二者については、一部は省略した。）を本稿の末尾に掲載する（参考資料 1-3）。

Ⅰ 米軍の軍事作戦における ROE

1 米軍の軍事作戦における ROE の概要

米軍の統合参謀本部（Joint Chiefs of Staff）が刊行した「国防省軍事及び関連用語辞典」（2021 年）において、ROE は、「権限を有する軍事当局によって発せられる、合衆国の部隊が遭遇した他の部隊との戦闘交戦を開始し、及び／又は継続する状況及び限度を示す指令」と定義される⁽¹⁰⁾。米空軍文書「標的設定（AFDP-3-60）」（Targeting, Air Force Doctrine Publication 3-60）において、「ROE は、SROE、戦闘軍司令官の戦域特定 ROE 及び作戦のために特に発せられる ROE において見いだされ得る」と説明される⁽¹¹⁾。

SROE は「標準ルールズ・オブ・エンゲージメント」（Standing Rules of Engagement）の略称であり、SROE は国防長官の承認の下に統合参謀本部議長が発布する⁽¹²⁾。SROE は、ROE の原則等を定めた統合参謀本部議長訓令である「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則（CJCSI 3121.01B）」（Standing Rules of Engagement/ Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B. 以下「SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）」という。）（2005 年 6 月 13 日）⁽¹³⁾の下位の文書群で構成されている（後述Ⅰ2(1) 参照）。

(9) “Department of Defense” は、報道等では主に「国防総省」、研究書等では「国防省」又は「国防総省」と日本語訳される。本稿では、条約の日本語の正文の例に倣い、「国防省」の訳語を用いる（例えば、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（2016 年 9 月 26 日署名、2017 年 4 月 25 日発効（平成 29 年条約第 7 号））において「国防省」が用いられている（第 1 条 5 及び第 10 条）。）。なお、国防省は公的な情報発信等において「戦争省」（Department of War）と称され得るとする大統領令第 14347 号が 2025 年 9 月 5 日に発出された（Executive Order no.14347, 90 Fed. Reg. 43893 (Sep. 5, 2025).）。

(10) Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, Washington DC: The Joint Staff, 2021, p.188.

(11) U.S. Air Force, *Targeting*, Air Force Doctrine Publication 3-60, 01 May 2026, p.9. <https://www.doctrine.af.mil/Portals/61/documents/AFDP_3-60/3-60-AFDP-TARGETING.pdf>

(12) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces*, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.6. (Adam S. Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2024, p.117. Library of Congress, Military Legal Resources website <https://tile.loc.gov/storage-services/service/ll/llmlp/2024_Operational_Law_Handbook/2024_Operational_Law_Handbook.pdf>)

(13) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces*, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, pp.116-130); Chairman of the Joint Chiefs of Staff, “*Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces*,” CJCSI 3121.01B, 13 June 2005. Washington Headquarters Services website <https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/FOID/Reading%20Room/Joint_Staff/20-F-1436_FINAL_RELEASE.pdf> SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）のうちその一部である本文、同封書 A（付属書 A を除く）、同封書 I（付属書 A-F を除く。）及び同封書 J は、米陸軍の法務総監法務センター・学校の「作戦法ハンドブック」（Operational Law Handbook）の各年版に転載されてきた。上記の引用文献の一点目は、作戦法ハンドブックの 2024 年版に転載されている SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）である。上記の引用

戦域特定 ROE (theater-specific ROE) は、地理的な担当を有する戦闘軍司令官 (combatant commander)⁽¹⁴⁾ が SROE を補うために策定するものである⁽¹⁵⁾。「作戦のために特に発せられる ROE」は、SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) において任務特定 ROE と称されるもの⁽¹⁶⁾を指す。任務特定 ROE は、指揮官が上位の指揮官が策定した ROE、武力紛争法 (law of armed conflict)⁽¹⁷⁾ 等に従って策定するものである⁽¹⁸⁾。

つまり、ROE はその名称・通称に ROE という語を含む個々の文書に含まれており、当該文書には ROE の定義が意味する範囲以外の情報も含まれ得るということになる。

この章では、2 節で SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B)、3 節で SROE、4 節で戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE、5 節で作戦命令 (operation order: OPORD) ROE 付属書 (ROE appendix) をそれぞれ紹介する。

2 SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B)

(1) SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) の構成

SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) は、本文及びその下位の文書である同封書 A-Q で構成されている⁽¹⁹⁾。同封書 A-K は SROE、同封書 L-Q は「武力の行使のための標準規則」(Standing Rules for the Use of Force: SRUF) として、それぞれ一体となった文書として扱われている (SROE を構成する主な同封書のタイトル等について後述 I 3(1) 参照)。以下、同封書というときは、SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) の同封書を指す。

(2) SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) の概要

SROE 及び SRUF は、「合衆国の指揮官及び彼らの部隊によってとられる行動に関する基本

文献の二点目は、国防省の組織であるワシントン本部サービス (Washington Headquarters Services: WHS) のウェブサイトで公開されている SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) である。こちらは文書の全体を閲覧できるものの、非開示で灰色に塗りつぶされている箇所が多数ある。本稿では、SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) について、当該文書を取り扱った多数の文献が作戦法ハンドブックに転載されているものを参照してきたことから、作戦法ハンドブックの 2024 年版を主に参照することとし、そこに転載されていない箇所については WHS のウェブサイト で公開されているものを参照する。なお、作戦法ハンドブックに転載されている SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) を日本語訳したものが、次の文献に掲載されている (二つ目の文献は、その一部の翻訳である。)。岩本 前掲注(3), pp.101-119; 等雄一郎「ユニット・セルフディフェンスから見た新安保法制の論点—米軍等武器等防護の意義と限界—」『レファレンス』783 号, 2016.4, pp.29-33. <<https://doi.org/10.11501/9957297>>

(14) 戦闘軍司令官は、戦闘軍 (combatant command: CCM) の司令官である。戦闘軍には、米インド太平洋軍 (U.S. Indo-Pacific Command)、米中央軍 (U.S. Central Command) 等の地理的な担当を有する戦闘軍と、米戦略軍 (U.S. Strategic Command)、米特殊作戦軍 (U.S. Special Operations Command) 等の機能的な戦闘軍がある。

(15) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.8d. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), p.119.)

(16) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.6b(2). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, p.117.) 「ユニットの指揮官が自らのユニットの構成員による個人自衛を制限する」(後述 I 3(3) (iii) 参照) ための補完措置 (後述 I 3(4) (i) 参照) も任務特定 ROE と称される (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.6b(2)(b). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, p.117.)) ようであるものの、この点で任務特定 ROE を論じた米軍資料等は見当たらない。

(17) 武力紛争法とは、武力紛争における敵対行為 (hostilities) の手段、方法等に係る国際法であり、国家による「武力の行使」の正否に関する国際法であるユス・アド・ベルム (ius ad bellum, jus ad bellum) とともに国家による「武力の行使」に係る国際法を構成する。武力紛争法は、ユス・イン・ベロ (ius in bello, jus in bello)、国際人道法 (international humanitarian law) 等と称されることもある。

(18) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.6a. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), p.117.)

(19) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.3 and Enclosures. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, pp.116, [120].)

的方針及び手順」を定めており、前者は全ての軍事作戦、軍事的な緊急事態等において、後者は文民部門への支援等において、それぞれ適用される⁽²⁰⁾。

(3) SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）における「武力の行使」

SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）において、自衛（self-defense）及び任務完遂（mission accomplishment）のための「武力の行使」の手引（guidance）が定められている⁽²¹⁾。「武力の行使」の主体としては、米軍部隊（U.S. forces）、ユニット（unit）⁽²²⁾並びに米軍部隊及びユニットの構成員が想定されている。自衛は、これらの主体が自身らを防衛することである（後述 I 3(3) 参照）。

SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）において、「武力の行使」という用語は、SROE 及び SRUF に関してそれぞれ用いられている。その法的位置付け等が異なることがあると考えられるものの、表記は区別されていない。

3 SROE

(1) SROE の構成

SROE を構成する同封書 A-K のうち主なもののタイトル等は、次のとおりである⁽²³⁾。同封書 A「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント」（Standing Rules of Engagement for U.S. Forces）は、主に自衛について定めている（後述 I 3(3) 参照）。

同封書 B から同封書 H までは、「海洋作戦」（Maritime Operations）（同封書 B）、「航空作戦」（Air Operations）（同封書 C）、「陸上作戦」（Land Operations）（同封書 D）等の領域別の作戦及び「非戦闘員退避作戦」（Noncombatant Evacuation Operations）（同封書 G）等の状況別の作戦がタイトルとして付与されている。同封書 I「補完措置」（Supplemental Measures）では任務に ROE を適合させるためなどに用いられる補完措置（後述 I 3(4) 参照）、同封書 J「ルールズ・オブ・エンゲージメント過程」（Rules of Engagement Process）では ROE の策定プロセスがそれぞれ取り扱われている。同封書 K「ROE 参照文書」（ROE References）には、ROE に関係する米軍の文書の名称が記載されている⁽²⁴⁾。

(2) SROE の米軍文書としての位置付け

米陸軍の法務総監法務センター・学校の刊行物「作戦法ハンドブック」（Operational Law Handbook）の 2024 年版において、SROE は「同封書 A で自衛の固有の権利の範囲の概略を述べる。文書 [SROE] の残りは、補完的 ROE [補完措置] を実施することのための規則及び手

(20) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.3. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, p.116.)

(21) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.8a. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, p.118.)

(22) 「国防省軍事及び関連用語辞典」（2021 年）において、ユニットは、「[その] 構造が権限を有する当局によって定められる軍事構成要素 [組織] (military element)」と定義される (Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, *op.cit.*(10), p.224.)。「部隊」といった訳語が当てられることがある。

(23) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosures. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *op.cit.*(12), p.[120].)

(24) Enclosure K: ROE References. (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces," CJCSI 3121.01B, *op.cit.*(13), pp.K-1, K-2.)

順を定める。」と解説される⁽²⁵⁾。

つまり、SROE は、自衛における「武力の行使」を定めた文書としての性質と、補完措置を実施する手順等を定めた文書としての性質を併せ持つ。SROE について「…（前略）合衆国の部隊には、SROE を通じて共通の基準となる ROE が発せられる」と解説されることがあり⁽²⁶⁾、これは主に SROE における前者の性質に係る記述を念頭に評したものと考えられる。

SROE が米軍文書等で言及される際は、これらのいずれかの性質に係る記述に焦点が当てられることが多いようである。

(3) 自衛

(i) 自衛の概要

同封書 A「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント」において、「自衛の固有の権利」(inherent right of self-defense)、国家的自衛 (national self-defense) 及び集団的自衛 (collective self-defense)、自衛に適用される必要性 (necessity)、均衡性 (proportionality) 及び「段階的拡大の防止」(de-escalation) 並びに敵対被宣言勢力 (declared hostile force) 等のその他の主要な用語 (概念) の定義等がなされている⁽²⁷⁾ (表 1 参照)。

国家には、国際法上、自国への武力攻撃を排除するための「武力の行使」の法的根拠となる個別的自衛権 (right of individual self-defense) と、他国への武力攻撃に対して当該他国と共同で対処する際の「武力の行使」の法的根拠となる集団的自衛権 (right of collective self-defense) が認められている⁽²⁸⁾。国家的自衛は個別的自衛権の行使を、集団的自衛は集団的自衛権の行使を、それぞれ指すと考えられる。

必要性、均衡性及び「段階的拡大の防止」について (ii) 項で、「自衛の固有の権利」及び敵対被宣言勢力について (iii) 項で、それぞれ紹介する。

なお、筆者は、SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) について別の文献で軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利の観点で紹介している⁽²⁹⁾。必要に応じて参照されたい。

(ii) 自衛に適用される指針

(a) 指針の概要

自衛において、「敵対行為が生じ、又は〔米軍、友軍等以外の〕部隊が敵対意図を表示」していること (必要性)、「行使される武力の性質、期間及び範囲は必要とされることを超えるべきではない」こと (均衡性) 及び「時間及び状況が許容する場合」に当該措置が向けられる部

⁽²⁵⁾ Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), p.107.

⁽²⁶⁾ Eric D. Montalvo, "When Did Imminent Stop Meaning Immediate? Jus In Bello Hostile Intent, Imminence, and Self-Defense in Counterinsurgency," *Army Lawyer*, DA PAM 27-50-483, August 2013, p.28.

⁽²⁷⁾ Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, paras.3a-f, 4a(1)-(3). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), pp.122-123.)

⁽²⁸⁾ 森肇志「武力行使」黒崎将広ほか『防衛実務国際法 第2版』弘文堂, 2026, pp.228-230; Christopher Greenwood, "Self Defence," Rüdiger Wolfrum, ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol.9, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp.103-113. 個別的自衛権及び集団的自衛権は、ユス・アド・ベルム (前掲注17参照) において定められている。

⁽²⁹⁾ 松山健二「米英ニュージーランドにおける軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利—ルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) 文書において示された見解—」『レファレンス』896号, 2025.8, pp.1-24. <<https://doi.org/10.11501/14461098>>

表1 SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）同封書Aにおける主要な用語（概念）の定義・説明

用語	定義・説明
自衛の固有の権利 (inherent right of self-defense)	ユニット ^(注1) の指揮官は、敵対行為又は表示される敵対意図に対してユニット・セルフディフェンス（unit self-defense） ^(注2) を行う固有の権利及び義務を常に保持する。ユニットの指揮官によって別途管理されない限り、軍事構成員は敵対行為又は表示される敵対意図に対して個人自衛（individual self-defense）を行い得る。個人がユニットの一部として割り当てられ、かつ、行動している場合、個人自衛はユニット・セルフディフェンスの部分集合とみなされるべきである。そのようにして、ユニットの指揮官は、彼ら〔自ら〕のユニットの構成員による個人自衛を制限し得る。ユニット・セルフディフェンス及び個人自衛は、近傍の他の合衆国の軍事部隊の防衛を含む。
国家的自衛 (national self-defense)	敵対行為又は敵対意図の表示からの合衆国、合衆国の部隊並びに特定の状況における合衆国の人及び彼らの財産並びに／又は合衆国の商業資産の防衛
集団的自衛 (collective self-defense)	敵対行為又は表示された敵対意図からの指定された非合衆国の〔合衆国のものではない〕軍事部隊並びに／又は指定された外国人及び彼らの財産の防衛
敵対被宣言勢力 (declared hostile force)	適切な合衆国の当局によって敵対すると宣言された文民、準軍事若しくは軍事部隊又はテロリスト
敵対行為（hostile act）	合衆国、合衆国の部隊又はその他の指定された人若しくは財産への攻撃又はその他の武力の行使
敵対意図 (hostile intent)	合衆国、合衆国の部隊又はその他の指定された人若しくは財産への武力の急迫する行使の脅威
必要性（necessity）	敵対行為が生じ、又は部隊が敵対意図を表示するときに存在する。当該状況が存在するとき、部隊が敵対行為を行い、又は敵対意図を示し続ける間、自衛における武力の行使は承認される。
均衡性（proportionality）	自衛における武力の行使は、敵対行為又は敵対意図の表示に決定的に対応するために十分であるべきである。当該武力の行使は、敵対行為又は敵対意図の手段及び烈度を超え得るが、行使される武力の性質、期間及び範囲は必要とされることを超えるべきではない。
段階的拡大の防止 (de-escalation)	時間及び状況が許容する場合、敵対行為を行い、又は敵対意図を表示している部隊は、警告され、かつ、撤退し、又は脅威をもたらす行動を中止する機会を与えられるべきである。

* この表は、ROEの原則等を定めた統合参謀本部議長訓令である「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則（CJCSI 3121.01B）」（Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B）（2005年6月13日）同封書Aにおける主要な用語（概念）の定義・説明をまとめたものである。

（注1）ユニット（unit）は、「〔その〕構造が権限を有する当局によって定められる軍事構成要素〔組織〕（military element）」と定義される。

（注2）「部隊自衛」などと訳されることもあるが、「ユニット・セルフディフェンス」という訳語が定着している。

（出典）Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, paras.3a-f, 4a(1)-(3). (Adam S. Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2024, pp.122-123. Library of Congress, Military Legal Resources website <https://tile.loc.gov/storage-services/service/l1/llmlp/2024_Operational_Law_Handbook/2024_Operational_Law_Handbook.pdf>); Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, Washington DC: The Joint Staff, 2021, p.224 を基に筆者作成。

隊は「警告され、かつ、撤退し、又は脅威をもたらす行動を中止する機会を与えられるべき」であること（「段階的拡大の防止」）の三つの指針が適用される⁽³⁰⁾。

同封書 B「海洋作戦」及び同封書 C「航空作戦」において全ての場合に適用される敵対意図の行動リストはないと説明されるところ⁽³¹⁾、敵対行為及び敵対意図についての実際の対応を示す記述は SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 等の SROE に関する米軍文書において開示されている範囲では見当たらない⁽³²⁾。

(b) ペルシャ湾における軍事作戦（1987 年時点）の ROE における敵対行為及び敵対意図

1987 年 5 月 17 日に、イラクの軍用機が対艦ミサイルを米海軍フリゲートに向けて発射して大きな損害を与えた⁽³³⁾。この件を受けてキャスパー・W・ワインバーガー (Caspar W. Weinberger) 国防長官（当時）が連邦議会に同年 6 月 15 日に提出したペルシャ湾の安全保障に関する報告書に、ペルシャ湾における米軍の軍事作戦に当時適用されていた ROE についての記述が含まれている⁽³⁴⁾。

当該報告書において、敵対行為、敵対意図、自衛等は、次のように説明される（参考資料 1 参照）。

敵対行為について「航空機、船舶又は地上発射兵器システムが船舶に向けて実際にミサイルを発射し、砲撃を行い、又は爆弾を投下するときはいつでも敵対行為は生じる [列挙された行為は、敵対行為を構成する]」、敵対意図について「船舶に向けて、ミサイルを発射し、爆弾を投下し、又は発砲を行うことができる位置に機動する航空機又は水上船舶は、敵対意図の証拠を示している。ミサイル又は砲撃を誘導することができる兵器システムの火器管制レーダーからの船舶へのレーダーのロックオンも敵対意図を示している。これは、レーダーを用いる地上発射ミサイル・システムによるロックオンを含む。」とそれぞれ例示する⁽³⁵⁾。ロックオン (lock

(30) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, paras.4a-4a(3). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *op.cit.*(12), p.123.)

(31) Enclosure B: Maritime Operations (U) and Enclosure C: Air Operations (U). (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces," CJCSI 3121.01B, *op.cit.*(13), pp.B-1, C-1.)

(32) 例えば、同封書 B 及び同封書 C において、敵対意図を示す行動の具体例が記されていると考えられる箇所があるものの、当該箇所は非開示で灰色に塗りつぶされている (Enclosure B: Maritime Operations (U) and Enclosure C: Air Operations (U). (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces," CJCSI 3121.01B, *ibid.*, pp.B-1 - B-3, C-1, C-2, C-4 - C-6.))。

(33) "Secretary's Statement, May 17, 1987," *Department of State Bulletin*, vol.87 no.2124, July 1987, p.58; "Letter from Secretary of State Shultz to Speaker Wright of May 20, 1987," *Overview of the Situation in the Persian Gulf: Hearing and Markup before the Committee on Foreign Affairs and Its Subcommittees on Arms Control International Security and Science, and on Europe and the Middle East, House of Representatives*, 100th Cong., Washington: U.S. Government Printing Office, 1987, pp.307-308. イラクは、自国の軍用機による対艦ミサイルの発射の結果生じた米海軍フリゲートの乗組員の死亡に関して、27,350,374 ドルを米国に支払うことを約束した (1989 年 3 月 27 日・28 日署名、1989 年 3 月 28 日発効 (TIAS 12030.))。

(34) "Secretary of Defense Report (Weinberger Report) to the Congress on Security Arrangements in the Persian Gulf [June 15, 1987]," *International Legal Materials*, vol.26 no.5, September 1987, pp.1454-1455.

(35) 1987 年 8 月 3 日に発信された HYDROPAC (Hydrographic Warning - Pacific or Indian Ocean) には、「火器管制レーダーを用いた合衆国海軍艦船の [への] 照射は、疑念を持って調査され、及び即時の合衆国の攻勢的対応という結果をもたらすかもしれない」といった文言が含まれている (James Kraska et al., "Annotated Supplement to the Commander's Handbook on the Law of Naval Operations," *International Law Studies*, vol.102, 2024, pp.4-64 - 4-66. <<https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=3084&context=ils>>). HYDROPAC とは、米国が太平洋及びインド洋において発信する航行に関する警報である (Steven C. Hall, "Maritime Safety Information in the Year 2000: Listen Up, Navy, the Times They Are a Changin'!" 1990, pp.2-7, 22. Defense Technical Information Center website <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA227452.pdf>>).

on) とは、火器管制レーダー（fire control radar）によって標的の位置を特定し、火器によって攻撃できる状態にすることをいう⁽³⁶⁾。

自衛について、米軍の「船舶又は航空機は、敵対意図又は敵対行為が生じるときはいつでも、空中又は水上の脅威に対して彼ら自身を防衛することが承認される」とする。

（iii）「自衛の固有の権利」及びユニット・セルフディフェンス

「自衛の固有の権利」において、「ユニットの指揮官は、敵対行為又は表示される敵対意図に対してユニット・セルフディフェンスを行う固有の権利及び義務を常に保持する」、「ユニットの指揮官は、彼ら〔自ら〕のユニットの構成員による個人自衛を制限し得る」などと説明される⁽³⁷⁾。ユニット・セルフディフェンス（unit self-defense）⁽³⁸⁾ 及び個人自衛（individual self-defense）は、近傍の他の米軍部隊の防衛を含む。

ところで、敵対被宣言勢力との交戦について、交戦する前に「敵対行為又は表示される敵対意図を観察する〔観察によって当該行為の存在を確認する〕必要はない」と説明される⁽³⁹⁾。軍事部隊等が「敵対している」と宣言されると「敵対行為又は表示される敵対意図」の存否にかかわらず当該軍事部隊等（敵対被宣言勢力）に対する「武力の行使」が許容されるようになり、このことは、作戦法ハンドブックの2024年版において「交戦の基盤が行為から地位に移る」と解説される⁽⁴⁰⁾。これらの基盤を異にする「武力の行使」について、「行為に基づく（conduct-based）武力の行使」（自衛）及び「地位に基づく（status-based）武力の行使」（敵対被宣言勢力との交戦）と整理することができる⁽⁴¹⁾。

（4）補完措置

（i）補完措置の概要

補完措置は、作戦の遂行において任務にROEを適合させるためのものと、ユニットの指揮

(36) デビッド・アダミー（河東晴子ほか訳）『電子戦の技術 拡充編』東京電機大学出版局、2014、pp.290, 303-304; Naval Education and Training Professional Development and Technology Center, “Fire Controlman, Volume 2—Fire-Control Radar Fundamentals,” NAVEDTRA 14099, 2000, pp.1-18 – 1-21. San Francisco Maritime National Park Association website <<https://maritime.org/doc/pdf/fc2.pdf>> “fire control radar” には、射撃統制レーダーなどの訳語が当てられることもある。

(37) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3a. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), p.122.)

(38) 「部隊自衛」などの訳語が当てられることもあるが、「ユニット・セルフディフェンス」という訳語が定着している。なお、ユニット・セルフディフェンスについて、その国際法上の位置付けという観点から論じた文献として例えば次のものを挙げることができる。和仁健太郎「国際法における“unit self-defense”の法的性質と意義」『阪大法学』65巻1号、2015.5、pp.25-85; 同「「ユニット・セルフディフェンス」をめぐる議論状況」『国際法学会エクスパート・コメント』no.2016-3、2016.6.8. <<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2021/09/20160608.pdf>>; 森 前掲注(28), p.249.

(39) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.2b. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), p.122.)

(40) Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, ibid., p.108.

(41) Ryan Dowdy et al., *Law of Armed Conflict Deskbook*, 16th edition, Charlottesville: The United States Army Judge Advocate General’s Legal Center and School, 2016, p.142. Research Guides website <https://usnwc.libguides.com/ld.php?content_id=36833697> 一般に、武力紛争ではない状況で認められる「武力の行使」は「行為に基づく武力の行使」（自衛）であり、武力紛争において認められる「武力の行使」は「地位に基づく武力の行使」（敵対被宣言勢力との交戦）である。なお、「地位に基づく武力の行使」が認められない敵対被宣言勢力ではない者（文民等）であっても、その者による「敵対行為又は表示される敵対意図」があれば、その者に対する「行為に基づく武力の行使」（自衛）は認められ得る。

官が自らのユニットの構成員による個人自衛を制限する（前述 I 3(3) (iii) 参照）ためのものが想定されている⁽⁴²⁾（表 2 参照）。

表 2 SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) における補完措置

			番号 ^(注1)
任 務 に ROE を 適 合 さ せ る た め の 補 完 措 置	国防長官の承認を必要とする特定の行動を定める		001-099
	特定の行動の遂行において指揮官が武力の行使の範囲を定めることを可能にする	戦闘軍司令官 ^(注2) の承認を必要とする特定の行動を定める ^(注3)	100-199
		戦闘軍司令官以外の指揮官は、高位の権限によって布告されたより制限的な措置によって特に制約されない限り、200-699 の全範囲を使用することが承認されている	200-599
			600-699 ^(注4)
ユニットの指揮官が自らのユニットの構成員による個人自衛を制限するための補完措置			—

* この表は、ROE の原則等を定めた統合参謀本部議長訓令である「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則 (CJCSI 3121.01B)」(Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B. 以下「SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B)」という。)(2005 年 6 月 13 日)における補完措置の説明をまとめたものである。

(注 1) 米空軍の法務総監学校の刊行物「航空、宇宙及びサイバー作戦の法」によれば、高い頻度で用いられる補完措置は、特定するために付与される数字とともにあらかじめ SROE において設定されている。SROE は、SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) の同封書 A-K によって構成されている。補完措置 001-599 は同封書 I の付属書 A-D に記載されていると推定されるが、付属書 A-D のそれらが記載されていると考えられる箇所は非開示で灰色に塗りつぶされている。

(注 2) 戦闘軍司令官は、戦闘軍の司令官である。戦闘軍には、米インド太平洋軍、米中央軍等の地理的な担当を有する戦闘軍と、米戦略軍、米特殊作戦軍等の機能的な戦闘軍がある。

(注 3) SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) の本文において補完措置 001-099 は「国防長官の承認を必要とする特定の行動を定める」ものと説明され、同封書 J において補完措置 001-199 は大統領、国防長官又は戦闘軍司令官の承認を要すると説明される。これらのことから、補完措置 100-199 は、戦闘軍司令官の承認を要する行動を定めるものと考えることができる。

(注 4) 補完措置 600-699 は、宇宙作戦に用いるためのものである。数字のみが指定されていて、具体的な内容は定められていない。

(出典) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, paras.3a, 6b(2)a, 6b(2)b and Enclosure J: Rules of Engagement Process, para.1. (Adam S. Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2024, pp.116-117, 127. Library of Congress, Military Legal Resources website <https://tile.loc.gov/storage-services/service/lh/lmlp/2024_Operational_Law_Handbook/2024_Operational_Law_Handbook.pdf>) ; Appendix A to Enclosure I: General Supplemental Measures (U); Appendix B to Enclosure I: Supplemental Measures for Maritime Operations (U); Appendix C to Enclosure I: Supplemental Measures for Air Operations (U); Appendix D to Enclosure I: Supplemental Measures for Land Operations (U); Appendix E to Enclosure I: Supplemental Measures for Space Operations. (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces," CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, pp.I-A-1 - I-D-6, I-E-1. Washington Headquarters Services website <https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/FOID/Reading%20Room/Joint_Staff/20-F-1436_FINAL_RELEASE.pdf>; Jeffrey A. Rockwell and Christopher A. Brown, *The Law of Air, Space, and Cyber Operations*, [Judge Advocate General's School], fourth edition, 2020, p.195. Judge Advocate General's Corps website <<https://www.afjag.af.mil/Portals/77/documents/Publications/AFOPSLAW%202020%20Web3c.pdf>> を基に筆者作成。

国防長官に通知することを必須として、「全てのレベルの指揮官は、適切な場合に、国防長官が承認した ROE を制限するための補完措置を用い得る」と説明されており⁽⁴³⁾、高位の権限によって許容されている範囲を下位の司令官が補完措置によって狭めることは認められている。

⁽⁴²⁾ Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, paras.6b(2)(a), 6b(2)(b). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), p.117.)

⁽⁴³⁾ Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.6b(2)(c). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, ibid., p.117.)

(ii) 任務に ROE を適合させるための補完措置

任務に ROE を適合させるための補完措置には、①「国防長官の承認を必要とする特定の行動を定める」もの (001-099)、②「特定の行動の遂行において指揮官が武力の行使の範囲を定めることを可能にする」もの (100-599) がある⁽⁴⁴⁾。また、補完措置 100-599 に加えて、数字のみが指定されていて具体的な内容は定められていない、宇宙作戦に用いるための補完措置 600-699 がある⁽⁴⁵⁾。米空軍の法務総監学校の刊行物「航空、宇宙及びサイバー作戦の法」(The Law of Air, Space, and Cyber Operations) によれば、高い頻度で用いられる補完措置は、特定するために付与される数字とともにあらかじめ SROE において設定されている⁽⁴⁶⁾。

補完措置 100-199 は、戦闘軍司令官の承認を必要とする特定の行動を定めるものであると考えられる⁽⁴⁷⁾。補完措置 200-699 については、「他の指揮官 [戦闘軍司令官以外の指揮官] は、高位の権限によって布告されたより制限的な措置によって特に制約されない限り、任務完遂のために措置の 200 から 699 までで定められる補完措置の全範囲を使用することが承認されている」と説明される⁽⁴⁸⁾。

同封書 I「補完措置」に補完措置のサンプルが三つ掲載されており⁽⁴⁹⁾、参考としてそのうち一つを日本語訳した (参考資料 2 参照)。

4 戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE

(1) 戦域特定 ROE

戦域特定 ROE は、補完措置によって策定される⁽⁵⁰⁾。米空軍文書「標的設定 (AFDP-3-60)」において、戦域特定 ROE は SROE と同様に「特定の作戦の状況に適合させられる特定の標的

(44) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.6b(2)(a). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, p.117.)

(45) Appendix E to Enclosure I: Supplemental Measures for Space Operations. (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces," CJCSI 3121.01B, *op.cit.*(13), p.I-E-1.)

(46) Jeffrey A. Rockwell and Christopher A. Brown, *The Law of Air, Space, and Cyber Operations*, [Judge Advocate General's School], fourth edition, 2020, p.195. Judge Advocate General's Corps website <<https://www.afjag.af.mil/Portals/77/documents/Publications/AFOPSLAW%202020%20Web3c.pdf>> 補完措置 001-599 は同封書 I の付属書 A-D に記載されていると推定されるが、付属書 A-D のそれらが記載されていると考えられる箇所は非開示で灰色に塗りつぶされている (Appendix A to Enclosure I: General Supplemental Measures (U); Appendix B to Enclosure I: Supplemental Measures for Maritime Operations (U); Appendix C to Enclosure I: Supplemental Measures for Air Operations (U); Appendix D to Enclosure I: Supplemental Measures for Land Operations (U). (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces," CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, *op.cit.*(13), pp.I-A-1 - I-D-6.)). また、これらの補完措置には、予備として三桁の数字のみが設定されているものも含まれる。

(47) 同封書 J において補完措置 001-199 は大統領、国防長官又は戦闘軍司令官の承認を要すると説明されている (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure J: Rules of Engagement Process, para.1. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *op.cit.*(12), p.127.)) ことから、このうち補完措置 100-199 は戦闘軍司令官の承認を要する行動を定めるものと考えることができる。

(48) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure I: Supplemental Measures, para.2c. (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *ibid.*, p.125.) SROE は、補完措置によって特に制限される場合又は兵器・戦術が国防長官若しくは戦闘軍司令官の事前の承認を必要とする場合を除いて「指揮官が任務完遂のために利用可能ないかなる合法的な兵器又は戦術をも用い得るという点で、基本的に許可的である」とも説明される。

(49) Appendix F to Enclosure I: Message Formats and Examples (U). (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces," CJCSI 3121.01B, *op.cit.*(13), pp.I-F-4 - I-F-7.)

(50) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.2d(1). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *op.cit.*(12), p.122.)

設定の制限又は配慮を定め得ない」と説明されており⁽⁵¹⁾、特定の任務（作戦）のために策定される任務特定 ROE とは性質が異なると考えられる。

米軍文書において、戦域特定 ROE は、SROE 及び任務特定 ROE と同じレベルで比較し得るものとして取り扱われる場合と、SROE に含めて取り扱われる場合がある⁽⁵²⁾。

(2) 任務特定 ROE

任務特定 ROE は、特定の任務（作戦）のために策定されるものであり⁽⁵³⁾、作戦特定 ROE (operation-specific ROE) とも表される⁽⁵⁴⁾。任務特定 ROE は、一般に、その時点で効力を有する特定の任務（作戦）のための補完措置によって構成される⁽⁵⁵⁾。

作戦法ハンドブックの 2024 年版において、「…（前略）補完的 ROE [任務特定 ROE] は自衛ではなく任務完遂に関係し、かつ、指揮官の自衛の固有の権利及び義務を制限しない（後略）…」と解説される⁽⁵⁶⁾。したがって、任務特定 ROE が策定される場合であっても、SROE は「自衛における「武力の行使」を定めた文書」（前述 I 3(2) 参照）として適用され続けると考えられる。

5 作戦命令 ROE 付属書

完成して詳細化された作戦の計画を作戦計画（operation plan: OPLAN）といい⁽⁵⁷⁾、その執行が指示されると作戦計画は作戦命令になる⁽⁵⁸⁾。また、作戦命令を変更するために発せられる略式の作戦命令を変更命令（fragmentary order）⁽⁵⁹⁾という⁽⁶⁰⁾。

作戦命令の策定において ROE 付属書は統合参謀本部議長マニュアルである CJCSM 3122.03 に従って作成され、ROE 付属書は「既に承認されている補完的 ROE 措置 [補完措置（任務特

(51) U.S. Air Force, *Targeting*, Air Force Doctrine Publication 3-60, *op.cit.*(11), p.10.

(52) U.S. Air Force, *Targeting*, Air Force Doctrine Publication 3-60, *ibid.*, pp.9-10; Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure J: Rules of Engagement Process, 2b(1)(a). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *op.cit.*(12), p.127.)

(53) Rockwell and Brown, *The Law of Air, Space, and Cyber Operations*, *op.cit.*(46), p.191.

(54) U.S. Air Force, *Targeting*, Air Force Doctrine Publication 3-60, *op.cit.*(11), p.10.

(55) 米陸軍の法務官（刊行時）の ROE に関する論文で「それら [任務特定 ROE] は、一般に、武力の行使の制限を定め、又はそのための権限を付与するために用いられる個々の措置のシリーズ [一連の補完措置] という形式をとる」と解説される (Gary P. Corn, “Developing Rules of Engagement: Operationalizing Law, Policy and Military Imperatives at the Strategic Level,” Geoffrey S. Corn et al., eds., *U.S. Military Operations: Law, Policy, and Practice*, Oxford: Oxford University Press, 2016, p.241.)。もっとも、作戦において単一の補完措置が定められることもあると考えられる。

(56) Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, *op.cit.*(12), p.109.

(57) 「国防省軍事及び関連用語辞典」（2021 年）において、作戦計画は、「作戦の概念の十分な記述、計画に適用可能な全ての添付物並びに時期段階別兵力及び展開リストを含む、完成し、かつ、詳細化された計画」と定義される (Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, *op.cit.*(10), p.161.)。

(58) Headquarters, Department of the Army, *The Operations Process*, ADP 5-0, 31 July 2019, para.2-7. (p.2-2.) <https://armypubs.army.mil/epubs/DR_pubs/DR_a/ARN18126-ADP_5-0-000-WEB-3.pdf>

(59) “fragmentary order” について、“fragmentary” (断片の、断片的な) の意味を踏まえると「断片命令」等の訳語が考えられるが、本稿では米軍におけるその用法を考慮して訳語を「変更命令」とした。「各別命令」、「部分命令」等の訳語が用いられることもある (金森國臣編『最新軍事用語集—英和対訳— 新訂』日外アソシエーツ, 2019, p.283.)。変更命令の頭字語には、“FRAGORD” 又 “FRAGO” が用いられる (Joint Chiefs of Staff, *Joint Planning*, Joint Publication 5-0, 01 December 2020, p.I-17. Washington Headquarters Services website <https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/FOID/Reading%20Room/Joint_Staff/18-F-1152_JP_5-0_Joint_Planning_2020.pdf>.)。

(60) Headquarters, Department of the Army, *The Operations Process*, ADP 5-0, *op.cit.*(58), para.2-7. (p.2-2.)

定 ROE)」を含み得る」と説明される⁽⁶¹⁾。ROE 付属書は、作戦計画に付されることもあり⁽⁶²⁾、変更命令にも付され得ると考えられる。

Ⅱ 船舶対テロリズム安全保障 ROE (2003 年)

1 概要

船舶対テロリズム安全保障 ROE は、「イラクの自由作戦」⁽⁶³⁾のためにクウェートに海上輸送する艦船の防衛を搭乗して担う陸軍部隊に適用されていた 2003 年の文書である⁽⁶⁴⁾。船舶対テロリズム安全保障 ROE は、2001 年から 2003 年にかけてのアフガニスタン及びイラクにおける米軍の作戦を法的観点からまとめた報告書において ROE として位置付けられている（前述「はじめに」参照）。他方、当該文書は、変更命令の付属書であり、変更命令 ROE 付属書（前述 I 5 参照）に相当すると考えられる⁽⁶⁵⁾。この章においては、必要に応じて、参考資料 3「船舶対テロリズム安全保障 ROE (2003 年)」を参照されたい。

なお、ROE の原則等を定めた統合参謀本部議長訓令として当時効力を有していたのは、「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント (CJCSI 3121.01A)」(Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, CJCSI 3121.01A. 以下「SROE (CJCSI 3121.01A)」という。)(2000 年 1 月 15 日)⁽⁶⁶⁾である。SROE (CJCSI 3121.01A) において、SROE (SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 同封書 A-K) におけるユニット・セルフディフェンス（前述 I 3(3) (iii) 参照）並びに必要性、均衡性及び「段階的拡大の防止」の「自衛においてとられる措置に適用される指

(61) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure J: Rules of Engagement Process, para.2b(8)(b). (Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, op.cit.(12), p.129.)

(62) Rockwell and Brown, *The Law of Air, Space, and Cyber Operations*, op.cit.(46), p.191.

(63) 2003 年 3 月 19 日に開始されて、同年 5 月 1 日に主要な軍事行動が終了した、米軍のイラクにおける軍事作戦である (“U.S. Periods of War and Dates of Recent Conflicts,” *CRS Report*, RS21405 version 35, Updated February 5, 2024, p.11. <https://www.congress.gov/crs_external_products/RS/PDF/RS21405/RS21405.35.pdf>).

(64) Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, op.cit.(6), pp.87-88 and note 37. (p.89.); “Appendix B-3: III Corps Shipboard ROE for Anti-Terrorism Security,” paras.3a(1), 3b(2), Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, *ibid.*, pp.329-330. なお、海軍の揚陸用艦船に搭乗した海兵隊には、異なる ROE が適用されていた。

(65) 船舶対テロリズム安全保障 ROE が策定された時期において効力を有していたと考えられる CJCSM 3122.03A (1999 年 12 月 31 日) において、「状況」、「任務」、「執行」、「管理」及び「指揮及び統制」といった項目で構成される ROE 付属書のひな形 (format) が示されており、項目「執行」は「作戦の概念」、「作業」及び「指示を調整すること」という下位の項目で構成されていた (Appendix 6 to Annex C to USCINCEUR OPLAN 4999-99 (): Rules of Engagement (ROE) () (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, “Joint Operation Planning and Execution System, vol.II, Planning Formats and Guidance,” CJCSM 3122.03A, 31 December 1999, CH 1 6 September 2000, pp.C-251, C-252. Public Intelligence website <https://info.publicintelligence.net/CJCSM_3122.02a_JOPES_Vol_2.pdf>). 他方、船舶対テロリズム安全保障 ROE は「状況」、「任務」及び「執行」の項目によって構成されており、項目「執行」は「作戦の概念」、「自衛」、「武力の行使のための規則」、「指示を調整すること」等の下位の項目で構成されていた（後述 II 2 参照）。なお、CJCSM 3122.03A は CJCSM 3122.03B (2006 年 2 月 28 日) に改定されている (United States Northern Command, “CDRUSNORTHCOM CONPLAN 3501-08: Defense Support of Civil Authorities (DSCA),” 16 May 2008, p.1. GovInfo website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GOVPUB-D-PURL-gpo137177/pdf/GOVPUB-D-PURL-gpo137177.pdf>>).

(66) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, “Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, CJCSI 3121.01A, 15 January 2000,” Mike O. Lacey and Brian J. Bill, eds., *Operational Law Handbook JA 422 (2001)*, Charlottesville: The Judge Advocate General’s School, 2000, pp.84-99. Defense Technical Information Center website <<https://apps.dtic.mil/sti/tr/pdf/ADA377522.pdf>> SROE (CJCSI 3121.01A) のうちその一部である本文、同封書 A (付属書 A-C を除く。) 及び同封書 L が米陸軍の法務総監学校の作戦法ハンドブックの 2001 年版に転載されている。

針」(前述 I 3(3) (ii) (a) 参照) についてほぼ同様のことが定められていた⁽⁶⁷⁾。

2 「武力の行使」に関する主な規定

船舶対テロリズム安全保障 ROE は、「執行」の項目の下に、「a. 作戦の概念」、「b. 自衛」、「c. 武力の行使のための規則」、「d. 国内水域における艦船上の行動」、「e. 国際／外国水域における艦船上の行動」、「f. 脅威の識別」、「g. 武力の段階的拡大」、「h. 兵器を発射した後の手順」及び「i. 指示を調整すること」という下位の項目が定められていた⁽⁶⁸⁾。

船舶対テロリズム安全保障 ROE における「武力の行使」に関する主な規定は、次のとおりである。

(1) 自衛

「b. 自衛」において、船舶対テロリズム安全保障 ROE で定められるいかなる規定も、「その[指揮官の] ユニット及びその他の合衆国の部隊を防衛する自衛[ユニット・セルフディフェンス]における、全ての必要で利用可能な手段を行使し、かつ、全ての適切な行動をとる指揮官の固有の権限及び義務を制限しない」と定めていた。

(2) 武力の行使のための規則

「c. 武力の行使のための規則」において、「武力が行使される場合は、脅威に必要なかつ均衡のとれた最小限の武力を行使すること。最後の手段として、致死性のある武力を行使すること。」(必要性及び均衡性)、艦船が国際／外国水域に入った場合、「艦船の 200 メートルの[艦船から 200 メートル以内の] 防護区域を保障する。防護区域に入った艦船には、適切な警告がなされる。」、「以下のパラグラフ g [g. 武力の段階的拡大] (状況が許す場合) における武力の段階的拡大の手順に従う」などと定めていた(「g. 武力の段階的拡大」について後述 II 2(5) 参照)。

「死又は重大な身体の傷害をもたらす目前の脅威への対応における自衛」、「彼らの保護の下にある人の防衛」等の場合において、「致死性のある武力を限度としてかつ含む武力[致死性のある武力を含むそれ以下の武力]を行使し得る」とも定めていた。

(67) SROE (CJCSI 3121.01A) において、ユニット・セルフディフェンスについて、「指揮官は、敵対行為又は敵対意図の表示から当該指揮官のユニット及び近傍のその他の合衆国の部隊を防衛するために、全ての必要で利用可能な手段を行使し、かつ、全ての適切な行動をとる権限及び義務を有する」と定められていた(Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, paras.5a, 5d. (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, “Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, CJCSI 3121.01A, 15 January 2000,” Lacey and Bill, eds., *Operational Law Handbook JA 422 (2001)*, *ibid.*, pp.90-91.)). なお、ユニットの指揮官による個人自衛の制限及びそれに係る補完措置の定めはなかった。また、SROE (CJCSI 3121.01A) において、「敵対行為が生じ、又は部隊若しくはテロリストが敵対意図を表示」していること(必要性)、「自衛における武力が必要である場合、交戦の性質、期間及び範囲は、敵対行為又は表示される敵対意図に決定的に対抗し、かつ、合衆国の部隊又はその他の保護される要員若しくは財産の継続する保護を保障するために必要とされるものを超えるべきではない」(均衡性)及び「時間及び状況が許容する場合」に敵対部隊は「警告され、かつ、撤退し、又は脅威をもたらす行動を中止する機会を与えられるべき」であること(「段階的拡大の防止」)とも定められていた(Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, paras.5f(1), 8a(1), 8a(2). (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, “Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, CJCSI 3121.01A, 15 January 2000,” Lacey and Bill, eds., *Operational Law Handbook JA 422 (2001)*, *ibid.*, pp.91, 93.)).

(68) “Appendix B-3: III Corps Shipboard ROE for Anti-Terrorism Security,” Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, *op.cit.*(6), pp.329-333.

（3）国際／外国水域における行動

「e. 国際／外国水域における艦船上の行動」において、「実弾を標的に向けて発射する前に、害又は損傷の危険をもたらす潜在的な脅威を…（中略）…識別することを保障するための全ての合理的な段階をとる」、「脅威を解消するために必要最小限の武力を行使する」などと定めていた。

（4）脅威の識別

「f. 脅威の識別」において、「針路又は速度の変更の兆候を見せずに、…（中略）…艦船の方向に継続して方位を定め、かつ、距離を縮めることを維持する」、「不規則な速度及び針路を用いながら、…（中略）…艦船に接近し続ける」等の行動は、当該行動の主体が「敵対部隊」であること、当該行動が「敵対行為又は敵対意図を示し得る」などと定めていた。

（5）武力の段階的拡大

「g. 武力の段階的拡大」において、自船が「何であるかを無線又は拡声器で脅威をもたらす艦船に伝え、かつ、方向を直ちに變更するよう脅威をもたらす艦船に命じること」、「利用可能な場合には船首を横切る発射によって〔針路をさえぎって飛翔するように〕フレア〔信号弾又は照明弾〕を使用し、かつ、口頭の警告を繰り返すこと」などと段階的に対応すること（「段階的拡大の防止」）を定めていた。

Ⅲ まとめ

1 SROE、戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE

米軍における ROE は、SROE、戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE と称される文書に含まれるとされる。SROE は、自衛における「武力の行使」を定めた文書であり、戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE の策定に関係する補完措置を実施する手順等を定めた文書でもある。

戦域特定 ROE は、その作戦区域に特定される状況に応じて SROE を補う文書である。任務特定 ROE は、特定の任務（作戦）のための「武力の行使」に関して策定され、作戦命令（作戦計画及び変更命令を含む。）の ROE 付属書に組み込まれる。

船舶対テロリズム安全保障 ROE（2003 年）は、米軍の作戦の報告書において ROE として位置付けられており、変更命令 ROE 付属書に相当すると考えられる。

2 自衛に適用される指針

（1）SROE

自衛において、敵対行為又は敵対意図の表示がある（必要性）、「行使される武力の性質、期間及び範囲」は必要な程度を超えるべきではない（均衡性）、「時間及び状況が許容する場合」に警告し、かつ、撤退等の機会を与える（「段階的拡大の防止」）という指針が適用される。

（2）船舶対テロリズム安全保障 ROE

船舶対テロリズム安全保障 ROE は、「脅威に必要かつ均衡のとれた最小限の武力を行使すること。最後の手段として、致死性のある武力を行使すること」（必要性及び均衡性）、脅威とな

らないよう無線・拡声器によって要求する、針路をさえぎるフレア（信号弾又は照明弾）を発射するというように段階的に対応すること（「段階的拡大の防止」）などを定めていた。

3 敵対行為及び敵対意図の表示に該当する具体的な行動

(1) SROE に関する米軍文書

SROE において全ての場合に適用される敵対意図の行動リストはないと説明される一方、敵対行為及び敵対意図の表示に該当する具体的な行動を定める記述は SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 等の SROE に関する米軍文書において開示されている範囲では見当たらない。

(2) ペルシャ湾における軍事作戦（1987 年時点）の ROE

ペルシャ湾における軍事作戦に適用されていた ROE において、ミサイルの発射等は敵対行為である、ミサイルの発射等のための機動及び火器管制レーダーによるロックオンは敵対意図の証拠を示すなどとする運用であったとされる。

(3) 船舶対テロリズム安全保障 ROE

船舶対テロリズム安全保障 ROE は、他の艦船による、自船への継続する方位設定及び距離の縮減の維持等の行動は、当該行動の主体が「敵対部隊」である、当該行動が「敵対行為又は敵対意図を示し得る」などと定めていた。

おわりに

本稿では、ROE の原則等を定めた米軍の文書等を参照して米軍の軍事作戦における ROE を概観し、これに加えて、海上輸送する艦船の防衛に適用される自衛を定めた文書を紹介した。ROE が含まれるとされる SROE、戦域特定 ROE 及び任務特定 ROE の関係を整理し、さらに、特定の軍事作戦に限定されるものの、自衛に適用される指針に相当する規定、敵対行為及び敵対意図の表示に該当する具体的な行動などについて、若干ではあるが把握することができた。

今後は、入手し得る文書に限られるなど ROE の性質上困難かもしれないが、米軍の軍事作戦における ROE において、「行為に基づく武力の行使」である自衛に加えて「地位に基づく武力の行使」である敵対被宣言勢力との交戦がどのように取り扱われるかといったことなどについても研究が進むことが望まれる。

（まつやま けんじ）

（参考資料 1）ペルシャ湾の安全保障に関する米国防長官の報告書（1987 年 5 月 17 日）における ROE に関する説明

ルールズ・オブ・エンゲージメント（ROE）

U.S. [合衆国] 平時ルールズ・オブ・エンゲージメントは、自衛の固有の権利に基づく。当該規則は、当該権利及び U.S. [合衆国] の政策と合致する選択肢の全範囲を保障する。ペルシャ湾の補完的 ROE は、その区域のために特に適合させられてきており、並びに航空機、水上／水中艦船及びシルクワーム・ミサイル⁽¹⁾のような地上発射兵器システムからの脅威のための特定の手引を定める。

次の定義は、ROE を理解することに直接関係する：

一敵対意図：友軍部隊への差し迫った武力の行使の脅威、例えば、船舶に向けて、ミサイルを発射し、爆弾を投下し、又は発砲を行うことができる位置に機動する航空機又は水上船舶は、敵対意図の証拠を示している。ミサイル又は砲撃を誘導することができる兵器システムの火器管制レーダーからの船舶へのレーダーのロックオン⁽²⁾も敵対意図を示している。これは、レーダーを用いる地上発射ミサイル・システムによるロックオンを含む。

* 参考資料 1 は、イラクの軍用機が対艦ミサイルを米海軍フリゲートのスタークに向けて発射して大きな損害を与えた件（1987 年 5 月 17 日）を受けてキャスパー・W・ワインバーガー国防長官（当時）が連邦議会に同年 6 月 15 日に提出したペルシャ湾の安全保障に関する報告書から、ペルシャ湾における米軍の軍事作戦に当時適用されていた ROE について記述されている箇所を日本語訳したものである（“Secretary of Defense Report (Weinberger Report) to the Congress on Security Arrangements in the Persian Gulf [June 15, 1987],” *International Legal Materials*, vol.26 no.5, September 1987, pp.1454-1455.）。

* * 当時のペルシャ湾の情勢において、一般にイラン・イラク戦争（Iran-Iraq War）と称される、イラン・イラク間の武力紛争が大きな影響を与えていた。イラン・イラク戦争は 1980 年 9 月 22 日に始まり、イラクは同日イラン領内に部隊を進めた（*Yearbook of the United Nations* 1980, vol.34, 1983, p.312; Warren Christopher, “Conflict in Iran and Iraq,” *Department of State Bulletin*, vol.80 no.2044, November 1980, pp.52-53.）。その後、イラン及びイラクの両国に即時の停戦の遵守等を要求する国際連合安全保障理事会の 1987 年 7 月 20 日の決議 598（Resolution 598 (1987) of 20 July 1987）の成立及び同年 7 月 23 日のイラクによる当該決議の受諾を経て、1988 年 7 月 17 日のイランによる当該決議の受諾で終結した（*Resolutions and Decisions of the Security Council* 1987, UN Doc. S/INF/43, 1988, pp.5-6; Annex: Letter dated 23 July 1987 from the Deputy Prime Minister and Minister for Foreign Affairs of Iraq addressed to the Secretary-General, UN Doc. S/19045, 14 August 1987. <<https://docs.un.org/en/S/19045>>; Annex: Letter dated 17 July 1988 from the President of the Islamic Republic of Iran addressed to the Secretary-General, UN Doc. S/20020, 18 July 1988. <<https://docs.un.org/en/S/20020>>）。イラン・イラク戦争について、米国は「暗にイラクを支援していた」と評価される（Kenneth Katzman, “The Persian Gulf States: Issues for U.S. Policy, 2004,” *CRS Report for Congress*, RL31533, Updated October 4, 2004, p.1. <https://www.everycrsreport.com/files/20041004_RL31533_a2c0bb617f1a8b8a773d84197ce2c3a24a856782.pdf>）。

(1) シルクワーム（Silkworm）は、当時イランによって導入されつつあった対艦ミサイルであり、米国にとって脅威であると認識されていた（“Statement of Hon. Richard W. Murphy, Assistant Secretary, Bureau of Near Eastern and South Asian Affairs, Department of State, May 19 1987,” *Overview of the Situation in the Persian Gulf: Hearing and Markup before the Committee on Foreign Affairs and Its Subcommittees on Arms Control International Security and Science, and on Europe and the Middle East*, House of Representatives, 100th Cong., Washington: U.S. Government Printing Office, 1987, pp.11-12.）。

(2) ロックオン（lock on）とは、火器管制レーダー（fire control radar）によって標的の位置を特定し、火器によって攻撃できる状態にすることをいう（デビッド・アダム（河東晴子ほか訳）『電子戦の技術 拡充編』東京電機大学出版局, 2014, pp.290, 303-304; Naval Education and Training Professional Development and Technology Center, “Fire Controlman, Volume 2—Fire-Control Radar Fundamentals,” NAVEDTRA 14099, 2000, pp.1-18 - 1-21. <<https://maritime.org/doc/pdf/fc2.pdf>>）。“fire control radar”には、射撃統制レーダーなどの訳語が当てられることもある。

一敵対行為：航空機、船舶又は地上発射兵器システムが船舶に向けて実際にミサイルを発射し、砲撃を行い、又は爆弾を投下するときにはいつでも敵対行為は生じる〔列挙された行為は、敵対行為を構成する〕。

ペルシャ湾における U.S. [合衆国] の部隊は、次のように対応する：

一自衛：U.S. [合衆国] の船舶又は航空機は、敵対意図又は敵対行為が生じるときはいつでも、空中又は水上の脅威に対して彼ら自身を防衛することが承認される。

U.S. [合衆国] が旗国である商船：U.S. [合衆国] の船舶又は航空機は、敵対意図又は敵対行為が生じるときはいつでも、空中又は水上の脅威に対して U.S. [合衆国] が旗国である商船を防衛し得る。

ROE は、現場の指揮官に、脅威が敵対していると宣言し、並びに彼〔現場の指揮官〕のユニット及び U.S. [合衆国] が旗国である商船の自衛において彼〔現場の指揮官〕に利用可能な全ての部隊で当該脅威（すなわち、敵対意図を表示し、又は敵対行為を行っている部隊）と交戦するための権限を与える。脅威を無力化し、又は敵対行為を妨げるために必要とされる武力のみが、承認される。さらに、即時の脅威に対して又は特定の敵対行為への対応において行使されるものを超える武力の行使は、国家指揮当局によって承認されなければならない。

イラクの航空機によって事故で〔ミサイルを〕発射された USS [合衆国艦船] スターク [事件] の結果として、U.S. [合衆国] 及びイラクの部隊の識別手順は、合衆国及びイラク政府によって策定が進められている。双方の国家によって承認されるとき、当該手順は USS [合衆国艦船] スターク事件の再発の蓋然性を減らすだろう。U.S. [合衆国] の部隊の近傍で活動するとき、イランは警告及び識別（IFF [味方敵識別]）のための U.S. [合衆国] の確立された手順をしっかりとする。私たちは、保護計画⁽³⁾の実施に先立って当該手順をイランに是非思い起こさせるつもりである。

(3) ペルシャ湾を航行する米国以外の国家が旗国である商船を米国が旗国である商船に変更して、当該商船を保護する計画を指す（“Secretary of Defense Report (Weinberger Report) to the Congress on Security Arrangements in the Persian Gulf [June 15, 1987],” *International Legal Materials*, vol.26 no.5, September 1987, p.1455.）。

(参考資料 2) SROE における補完措置のサンプル

(訓練目的のみのための秘)

サンプル 番号 1

「承認メッセージ」

(略)

SUBJ [主題] / ROE 承認 通し番号 1、紫国 国境／紛争 (U)⁽¹⁾／／

(略)

記／ 1. (C)⁽²⁾ アルファ⁽³⁾ 敵対者はともに US [合衆国] の同盟国である。紫及び黄は、ともに彼らの国境における挑発を停止するよう奨励されている。

2. (C) US [合衆国] の部隊による完全な軍事的中立が遵守されるべきであり、かつ、必要に応じて人道的援助のみが与えられる。

3. (C) 3⁽⁴⁾ 40 (合衆国の商船のみ)、2 50 7 (黄及び紫から 50 海里)

4. (U) N/A [該当なし]

5. (U) N/A [該当なし]

6. (C) US [合衆国] の軍事方針は、US [合衆国] の部隊は中立のままであり、かつ、人道的援助のみを与えることである。US [合衆国] の部隊は、黄及び紫の沿岸から少なくとも 50 海里的距離をとったままで、US [合衆国] の商船に警告し、及び紛争の区域から彼ら [合衆国の商船] が離れるように指示すべきである。／／

DECL⁽⁵⁾／ XX XXX XX ／／ [XX 年 XXX (1-12 月のいずれかの月) XX 日をもって秘密指定は解除される。]

* 参考資料 2 は、ROE の原則等を定めた統合参謀本部議長訓令である「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則 (CJCSI 3121.01B)」(以下「SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B)」という。)(2005 年 6 月 13 日)の同封書 I「補完措置」付属書 F「メッセージのフォーマット及び例 (非秘密指定)」(Appendix F to Enclosure I: Message Formats and Examples (U). (Chairman of the Joint Chiefs of Staff, “Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces,” CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, pp.I-F-1 - I-F-8. Washington Headquarters Services website <https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/FOID/Reading%20Room/Joint_Staff/20-F-1436_FINAL_RELEASE.pdf>))に記載されている補完措置のサンプルの一つを日本語訳したものである (一部は省略した。)[] 内は、筆者による補記である。

(1) 米軍の文書において、“(C)”は秘 (Confidential) の秘密指定を受けていること、“(U)”は秘密指定されていない (Unclassified) ことをそれぞれ意味する (Enclosure 3: Marking Principles, para.6c. (Department of Defense, “DoD Information Security Program: Marking of Information,” *Department of Defense Manual*, DoDM 5200.01-V2, February 24, 2012, Incorporating Change 4, Effective July 28, 2020, p.22. Washington Headquarters Services website <https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/DD/issuances/dodm/520001m_vol2.pdf?ver=2020-08-04-112507-683>))。ほかに、機密 (Top Secret) 及び極秘 (Secret) の秘密指定の区分がある。

(2) 前掲注(1)参照

(3) 無線等においてアルファベットの文字を特定するために、アルファ (Alpha)、ブラボー (Bravo)、チャーリー (Charlie) 等の一連の単語が定められている (Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, 12 April 2001 (As Amended Through 04 March 2008), Joint Publication 1-02, p.414.)。これらの単語は、異なる状況等を区別して表記する場合などでも多用される。項番 1 においては、「アルファ」に続く表記が補完措置を発する際に最初に認識された状況を示すと考えられる。

(4) 項番 3 にある “3” 以下の掲げられている数字が意味する内容を把握できる情報は見当たらない。

(5) “DECL”は “declassify” (秘密指定を解除する) の略語として使用されることがある (Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, op.cit.(3), p.A-39.)。

(参考資料 3) 船舶対テロリズム安全保障 ROE (2003 年)

FRAGO [変更命令]⁽¹⁾ 087 付属書 1 (船舶対テロリズム安全保障のためのルールズ・オブ・エンゲージメント)

参照：

a.-d. (略)

命令を通して [変更命令において] 用いられる時間帯：現地 [時間]

1. 状況 第 3 軍団基本命令を参照

2. 任務 第 3 軍団基本命令を参照

3. 執行

a. (U)⁽²⁾ 作戦の概念

(1) (U) 軍事兵器システム及び装備を海路で輸送するユニットは、船舶に搭乗する対テロリズム及び部隊防護の安全保障構成要素[組織]を用意することが必要とされ得る。ユニットは、10-15 名の安全保障分遣隊 (SD) を用意する。SDs [安全保障分遣隊] は、指定された SPOE [船舶に搭乗する港]⁽³⁾ から指定された AOR [責任区域]⁽⁴⁾ 内まで船上の安全保

* 参考資料 3 は、FRAGO 087 付属書 1 (船舶対テロリズム安全保障のためのルールズ・オブ・エンゲージメント) (Annex 1 to FRAGO 087 (Rules of Engagement for Shipboard Anti-terrorism Security). 以下「船舶対テロリズム安全保障 ROE」という。)(“Appendix B-3: III Corps Shipboard ROE for Anti-Terrorism Security,” Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, vol.1: Major Combat Operations (11 September 2001 – 1 May 2003), Charlottesville: Center for Law and Military Operations, 1 August 2004, pp.329-333. Federation of American Scientists website <<https://irp.fas.org/doddir/army/clamo-v1.pdf>>) を日本語訳したものである (一部は省略した。)。大文字で表記される箇所には、下線を引いた (タイトル、1 文字目のみが大文字の単語、頭字語等を除く。)。[] 内は、筆者による補記である。

* * 船舶対テロリズム安全保障 ROE は、2003 年 3 月 19 日に開始されて同年 5 月 1 日に主要な軍事行動が終了した、米軍のイラクにおける軍事作戦である「イラクの自由作戦」のためにクウェートに海上輸送する艦船の防衛を搭乗して担う陸軍部隊に適用されていた 2003 年の文書である (Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, vol.1: Major Combat Operations (11 September 2001 – 1 May 2003), Charlottesville: Center for Law and Military Operations, 1 August 2004, pp.87-88. Federation of American Scientists website <<https://irp.fas.org/doddir/army/clamo-v1.pdf>>; “Appendix B-3: III Corps Shipboard ROE for Anti-Terrorism Security,” paras.3a(1), 3b(2), Center for Law and Military Operations, *Legal Lessons Learned from Afghanistan and Iraq*, *ibid.*, pp.329-330; “U.S. Periods of War and Dates of Recent Conflicts,” *CRS Report*, RS21405 version 35, Updated February 5, 2024, pp.6, 11. <https://www.congress.gov/crs_external_products/RS/PDF/RS21405/RS21405.35.pdf>)。「イラクの自由作戦」のための輸送は 2002 年 12 月に始まっており (Office of Public Affairs United States Transportation Command, *United States Transportation Command 2003 Annual Command Report*, 2003, p.8. Defense Technical Information Center website <<https://apps.dtic.mil/sti/tr/pdf/ADA427443.pdf>>)、船舶対テロリズム安全保障 ROE においては 2001 年 10 月 7 日に開始されたアフガニスタンにおける軍事作戦である「不朽の自由作戦」も参照されている。

(1) FRAGO は、“fragmentary order”の頭字語であると考えられる。“fragmentary order”について、“fragmentary” (断片の、断片的な) の意味を踏まえると「断片命令」等の訳語も考えられるが、作戦命令を変更するために発せられる略式の作戦命令を指す (Headquarters, Department of the Army, *The Operations Process*, ADP 5-0, 31 July 2019, para.2-7. (p.2-2.). <https://armypubs.army.mil/epubs/DR_pubs/DR_a/ARN18126-ADP_5-0-000-WEB-3.pdf>) という米軍における用法を考慮して訳語を「変更命令」とした。

(2) 米軍の文書において、“(U)” は、秘密指定されていない (Unclassified) ことを意味し、機密 (Top Secret)、極秘 (Secret) 又は秘 (Confidential) の秘密指定を受けていない箇所に記される (Enclosure 3: Marking Principles, para.6c. (Department of Defense, “DoD Information Security Program: Marking of Information,” *Department of Defense Manual*, DoDM 5200.01-V2, February 24, 2012, Incorporating Change 4, Effective July 28, 2020, p.22. Washington Headquarters Services website <https://www.esd.whs.mil/Portals/54/Documents/DD/issuances/dodm/520001m_vol2.pdf?ver=2020-08-04-112507-683>))。

(3) seaport of embarkation: SPOE

(4) 「国防省軍事及び関連用語辞典」(2021 年)において、責任区域 (area of responsibility: AOR) は、「地理的[地理的な担当を有する] 戦闘軍司令官が作戦を立案し、かつ、遂行する権限をその内側で有する、戦闘コマンド[地

障を提供し、及び彼ら〔ユニット〕が SPOD〔船舶から上陸する港〕⁽⁵⁾に到着するまで乗船し続ける。

(2) (U) 安全保障構成要素〔組織〕の規模は、船舶の規模により得る。一般に、(添付される) 4th MEB MSC〔第4海兵遠征旅団 MSC⁽⁶⁾〕の船舶安全保障の SOP〔標準作戦手順〕⁽⁷⁾で略述されるものと同じ規則及び手順に従うこと。

(3) (U) 沿岸警備隊及び港の官吏は、国内水域における艦船の安全保障及び防護のための主要な任務を担う。U.S.〔合衆国〕の港における脅威のレベルは、外国の港における脅威のレベルに比べてかなり低い。U.S.〔合衆国〕の国内水域において致死性のある武力を行使する前に、船舶安全保障〔要員〕は、意図された標的が敵対被宣言勢力であり、敵対行為を行ってきたか、又は敵対意図を表示してきたかを決定しなければならない。U.S.〔合衆国〕の市民をテロリストとして誤認してはならない。

(4) (U) 外国の港における脅威のレベルは、〔合衆国の港における脅威のレベルに比べて〕かなり高い。USS〔合衆国艦船〕コール事件⁽⁸⁾を想起すること。君は、特定の外国の港の脅威のレベルについての具体的な情報を受け取るべきである。外国の港に入るとき、現地の港の官吏の手引及び現地の ROE に従うこと。

b. (U) 自衛

(1) (U) これらの規則におけるいかなるものも、その〔指揮官の〕ユニット及びその他の U.S.〔合衆国〕の部隊を防衛する自衛における、全ての必要で利用可能な手段を行使し、かつ、全ての適切な行動をとる指揮官の固有の権限及び義務を制限しない。

(2) (U) 適用可能性 武力の行使のための次の規則は、死者の霊の勝利作戦⁽⁹⁾の支援において艦船に安全保障を提供する全ての陸軍部隊に適用される。当該 ROE は、不朽の自由作戦の Serial⁽¹⁰⁾〔通し番号〕 177B⁽¹¹⁾の DTG〔日時群〕⁽¹²⁾081355Z Jan 03 Part I〔2003 年 1 月

理的戦闘軍司令官の権限の下にある組織〕と関連付けられる地理的区域〕と定義される (Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, Washington DC: The Joint Staff, 2021, p.18.)。

(5) seaport of debarkation: SPOD

(6) MSC は、“major subordinate command” (主要な下位のコマンド) 及び “Military Sealift Command” (軍事海上輸送コマンド) の頭字語である (Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, op.cit.(4), p.297.)。いずれを指すか特定できなかった。

(7) standard operating procedure: SOP

(8) イエメンのアデン港に停泊していた米海軍駆逐艦コール (Cole) は、2000 年 10 月 12 日に、接近してきた小型船舶の自爆によってその一部が破壊されて 17 名の搭乗員が死亡するなどの損害を受けた (Laura Orr, “The War on Terror Started with Us:” Attack on USS Cole (DDG 67),” *Daybook*, USS Cole special edition, [no date] pp.3-8. Naval History and Heritage Command website <<https://www.history.navy.mil/content/dam/museums/hrnm/Daybook/DaybookReloadsV1-2021/The%20Daybook%20Special%20Edition-July%202021-USS%20Cole%20Final.pdf>>)。

(9) 米陸軍第3軍団は「イラクの自由作戦」のために中東に部隊を移動させており (“Moving the Army: Texas Style,” *Army Logistician*, vol.36 iss. 4, July-August 2004, p.22.)、「死者の霊の勝利作戦」(Operation Phantom Victory) は第3軍団の中東への部隊の移動に関係する作戦であると推定される。第3軍団の象徴として、「死者の霊の戦士」(Phantom Warrior) が用いられている (*III Corps Centennial Book*, [16 May 2018], pp.8-9. Army MWR website <<https://hood.armymwr.com/application/files/8015/4395/7625/III-Corps-Centennial-Book.pdf>>)。

(10) “Serial” は、“Serial” の誤記と考えられる。

(11) 「不朽の自由作戦」に関係する文書を指すと推定される。

(12) 「日時群」(date-time group: DTG) は、年月日等を次のように表示する方法を意味する頭字語である (Headquarters, Department of the Army, *Military Symbols*, FM 1-02.2, January 2025, Incorporating Change 1, August 2025, pp.14, 149. <https://armypubs.army.mil/epubs/DR_pubs/DR_a/ARN44621-FM_1-02.2-001-WEB-3.pdf>)。「日」、「時」、「分」、特定の時間帯を指す文字、「月」の略語及び「年」の順で表示される (「分」と特定の時間帯を指す文字の間に、「秒」が示されることもある。) 。例えば、「081355Z Jan 03」は、「2003 年 1 月 8 日 13 時 55 分グリニッジ標準時」を意味する。

8 日 13 時 55 分グリニッジ標準時⁽¹³⁾に適用される第 1 部]、081356Z Ian⁽¹⁴⁾ 03 Part II [2003 年 1 月 8 日 13 時 56 分グリニッジ標準時に適用される第 2 部]、081357Z Jan 03 Part III[2003 年 1 月 8 日 13 時 57 分グリニッジ標準時に適用される第 3 部] ISO [を支援する] FORSCOM [合衆国陸軍部隊コマンド]⁽¹⁵⁾警戒命令に関する職務を行う者に適用される。特定の任務のための補完的 ROE によって補われる場合を除いて、取り消されるまで又は行き先の AOR [責任区域] における ROE によって取って代わられるまで、当該 ROE は効力を有し続ける。

c. (U) 武力の行使のための規則

(1) (U) 武力が行使される場合は、脅威に必要かつ均衡のとれた最小限の武力を行使すること。最後の手段として、致死性のある武力を行使すること。艦船が国際／外国水域に入った場合、SDs [安全保障分遣隊] は艦船の 200 メートルの [艦船から 200 メートル以内の] 防護区域を保障する。防護区域に入った艦船には、適切な警告がなされる。SD [安全保障分遣隊] の要員は、以下のパラグラフ g (状況が許す場合) における武力の段階的拡大の手順に従う。

(2) (U) 兵士は、致死性のある武力を限度としてかつ含む武力 [致死性のある武力を含むそれ以下の武力] を行使し得る。

(a) (U) 死又は重大な身体の傷害をもたらす目前の脅威への対応における自衛

(b) (U) 彼らの保護の下にある人の防衛

(c) (U) 火器、弾薬、爆発物又は指揮官によって国家安全保障に不可欠であると指定された財産の窃取、損傷又は破壊を妨げる場合

(3) (U) 最後の手段として兵器を発射すること。兵器を発射するために必要な場合：

(a) (U) 狙いを定めた弾を発射すること

(b) (U) 必要 [な量] より多い弾を発射しないこと。脅威が解消された場合、発射を中止すること。

(c) (U) 君の標的以外のいかなる者への傷害及び脅威に関係しない財産を損傷させることを避けるために全ての合理的な措置をとること。

d. (U) 国内水域における艦船上の行動 (略)

e. (U) 国際／外国水域における艦船上の行動

(13) “z”で示されるズールー時 (ZULU time) は、米軍において、「イラクの自由作戦」が実施されていた時期ではグリニッジ標準時 (Greenwich Mean Time) を示していた (Gregory Fontenot et al., *On Point: the United States Army in Operation Iraqi Freedom*, Naval Institute Press, 2005, p.508.)。「国防省軍事及び関連用語辞典」(2021 年)では、ズールー時は世界時 (Universal Time) を示す (Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, op.cit.(4), p.349.)。世界時はグリニッジ標準時に代わって用いられるようになったものであり、各国で使用している時間の基準となる協定世界時 (Coordinated Universal Time) と世界時はほぼ同じである (岡田芳朗編者代表『暦の大事典』朝倉書店, 2014, pp.423-424; 蜂須英和ほか「現示精度に基づいた標準時系の階層」『情報通信研究機構研究報告』65 巻 2 号, 2019, pp.4-5. <[https://www.nict.go.jp/publication/shuppan/kihou-journal/houkoku65-2_HTML/2019S-02-00\(03-03\).pdf](https://www.nict.go.jp/publication/shuppan/kihou-journal/houkoku65-2_HTML/2019S-02-00(03-03).pdf)>)。なお、日本の標準時は、協定世界時を 9 時間進めたものである。

(14) “Ian” は、“Jan” の誤記と考えられる。

(15) 合衆国陸軍部隊コマンド (United States Army Forces Command: FORSCOM) は、陸軍総軍という訳語が当てられることもある。合衆国陸軍部隊コマンドは、2025 年 12 月 5 日に、合衆国北方陸軍及び合衆国南方陸軍と共に統合されて合衆国陸軍西半球コマンドとして活動を開始した (“2025 Army Transformation Initiative (ATI) Force Structure and Organizational Proposals: Background and Issues for Congress,” *CRS Report*, R48606 version 10, Updated January 22, 2026, p.11. <https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R48606/R48606.10.pdf>).

- (1) (U) SD [安全保障分遣隊] の要員は、艦船が国際水域に入った場合、艦船が SPOD [船舶から上陸する港] に到着するまで部隊防護の責任を有する。
 - (2) (U) SD [安全保障分遣隊] の要員は、実弾を標的に向けて発射する前に、害又は損傷の危険をもたらす潜在的な脅威を彼らが識別することを保障するための全ての合理的な段階をとる。
 - (3) (U) SD [安全保障分遣隊] の要員は、脅威を解消するために必要最小限の武力を行使する。
 - (4) (U) 兵士は、部隊を防護するために必要な場合に、人を止め、捜査し、及び武装解除し得る。被拘束者を適当な当局に引き渡すこと。文民及び彼らの財産を尊重すること。
- f. (U) 脅威の識別 他の艦船による次の行動は、敵対部隊 [であること]、敵対行為又は敵対意図を示し得る。
- (1) (U) 針路又は速度の変更の兆候を見せずに、SDs [安全保障分遣隊] が部隊防護を提供する艦船の方向に継続して方位を定め、かつ、距離を縮めることを維持する。
 - (2) (U) 不規則な速度及び針路を用いながら、SDs [安全保障分遣隊] が部隊防護を提供する艦船に接近し続ける。
 - (3) (U) 防護される艦船を十分に避けるよう求める艦船の口頭の命令に注意を払わない。
- g. (U) 武力の段階的拡大
- (1) (U) 口頭の命令を用いること。君の艦船が何であるかを無線又は拡声器で脅威をもたらす艦船に伝え、かつ、方向を直ちに変更するよう脅威をもたらす艦船に命じること。
 - (2) (U) 利用可能な場合には船首を横切る発射によって [針路をさえぎって飛翔するように] フレア⁽¹⁶⁾を使用し、かつ、口頭の警告を繰り返すこと。
 - (3) (U) 警告弾は、港では禁止される。艦船が国際／外国水域に入った場合、警告弾は以下の制限に従って許容される。
 - (a) (U) 船首を横切るように [針路をさえぎって飛翔するように] 発射すること。利用可能な場合には、曳光弾 (えいこうだん) を使用すること。
 - (b) (U) 警告弾は、罪のない人又は財産に傷害の危険をもたらすべきではない。
 - (c) (U) 可能な場合、推進システムを撃つこと。操舵室に向けて撃たないこと。
- h. (U) 兵器を発射した後の手順
- (1) (U) そうする [応急医療を行う] ことが安全であるならすぐに応急医療を行うこと。
 - (2) (U) 事件の詳細を記録すること。
 - (3) (U) 日、時間、場所
 - (4) (U) 巻き込まれたユニット及び要員

(16) 米軍で用いられるフレア (flare) には、信号弾 (signal flare)、照明弾 (illumination flare)、デコイ・フレア (decoy flare) など様々な種類がある (Robert G. Shortridge et al., *Elimination of Perchlorate Oxidizers from Pyrotechnic Flare Compositions*, WP-1280, March 2007, p.6. Defense Technical Information Center website <<https://apps.dtic.mil/sti/citations/ADA608422>>; Army et al., *Multi-Service Tactics, Techniques, and Procedures for the Joint Application of Firepower*, FM 3-09.32/MCRP 3-16.6A/NTTP 3-09.2/AFTTP(I) 3-2.6, December 2007, p.100. Public Intelligence website <<https://info.publicintelligence.net/MTTP-JFIRE.pdf>>). ここでいうフレアは、信号弾又は照明弾を指すと推定される。なお、デコイ・フレアは赤外線による探知を妨害するために用いられるもので (Steven Loke Yew Kok, *Naval Survivability and Susceptibility Reduction Study—Surface Ship*, September 2012, p.89. Defense Technical Information Center website <<https://apps.dtic.mil/sti/tr/pdf/ADA567704.pdf>>), 軍事に関する日本語の文献では「フレア」と表記する場合はデコイ・フレアを指すことが多い。

- (5) (U) 発射に至る出来事
- (6) (U) 要員が発砲した理由
- (7) (U) 発射された兵器
- (8) (U) 交戦の具体的な結果
- (9) (U) 直ちに君の指揮系統に通知すること。
- i. (U) 指示を調整すること (略)